

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成 24 年 9 月 10 日

審査機関名 ペリージョンソン レジストラー
クリーン ディベロップメント メカニズム株式会社

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	外壁材工場におけるボイラー及び乾燥炉の燃料転換
排出削減事業者名	ニチハ株式会社
排出削減共同実施事業者名	ニチハサービス株式会社
事業実施場所	ニチハ株式会社 いわき工場： 福島県いわき市泉町下川字大剣 399-8
事業の概要	外壁材製造工場において使用されるボイラーの燃料を A 重油から LNG へ、乾燥炉の燃料を LPG から LNG へと燃料転換することにより、省エネルギー化および CO2 排出削減を図る。
排出削減量の計画	2011 年度：5,638 tCO2/年 2012 年度：5,638 tCO2/年 (事業実施期間合計 11,276 t-CO2)
国内クレジット 認証期間	開始日 2011 年 4 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 001 ボイラーの更新 方法論番号 035 乾燥設備の更新

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>排出削減事業実施場所：ニチハ株式会社 いわき工場 福島県いわき市泉町下川字大剣 399-8</p>
追加性を有すること	<ol style="list-style-type: none"> 1) 本排出削減事業は法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、省エネルギーおよび CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを本排出削減事業者、その他関連事業者への質問等により確認した。 2) 本事業が実施されない場合に既存設備（バーナー）が継続して使用可能であることを、既存設備の稼働記録、燃料使用記録、メンテナンス実態、本排出削減事業者への質問等により確認した。 3) 本事業の投資回収年数については、本排出削減事業者、その他関連事業者への質問、燃料価格等入手した根拠資料を基に計算した結果、本事業計画書に記載された 3.9 年であることを確認した。また、本事業では補助金（環境省：平成 21 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体））を受領し、投資回収年数算定では補助金分が控除されていることを確認した。 4) 既存設備は継続して使用可能であり、投資回収年数も長いことため経済的見地から判断して本事業が魅力的な案件とはなり得ないが、事業者の環境に対する行動指針と国内クレジット制度の活用との調和が、本事業への投資決定の重要な要因となったことを確認した。
自主行動計画に参加していない者により行われること	<p>自主行動計画への参加について、排出削減事業者への質問及び事業者が所属する日本窯業外装材協会、日本建材・住宅設備産業協会に係る事前確認により、自主行動計画に参加していない事業者であることを確認した。</p>

<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>本事業では、承認排出削減方法論 001「ボイラーの更新」および 035「乾燥設備の更新」に基づき排出削減量を計算しており、また方法論の適用条件を満たしていることを確認した。</p> <p>【001】「ボイラーの更新」</p> <p>適用条件 1： 高効率設備（低位）に更新されていることを確認した。尚、バーナー更新前後でのボイラー効率は、燃料使用量、発生蒸気量等の実測値から求められている。</p> <p>適用条件 2： 既存設備であるバーナーを含むボイラーの使用年数について、法定耐用年数である 15 年の 2 倍を超えておらず、また現地での設備稼働記録、燃料使用記録等の資料の確認及び事業者への質問により、更新時において問題なく継続して使用可能な状態であったことを確認した。尚、ボイラー本体は継続して使用されている。</p> <p>適用条件 3： 事業実施場所での目視確認及び関係者への質問等により、更新後ボイラー設備により生産した蒸気を事業所内の熱利用のために用いることを確認した。</p> <p>【035】「乾燥設備の更新」</p> <p>適用条件 1： 更新により原単位ベースで高効率となっていることを、更新前後の生産量および燃料使用量に係る記録により確認した。</p> <p>適用条件 2： 既存設備であるバーナーを含む乾燥設備の使用年数について、法定耐用年数である 15 年の 2 倍を超えておらず、また現地での設備稼働記録、燃料使用記録等の資料の確認及び事業者への質問により、更新時において問題なく継続して使用可能な状態であったことを確認した。尚、乾燥設備本体は継続して使用されている。</p> <p>適用条件 3： 排出削減事業実施前及び実施後のエネルギー使用量に最も影響を与える活動量として乾燥設備のエネルギー原単位が計測可能なパラメータから算出可能であることを確認した。原単位は、エネルギー使用量と生産量から算出され、生産量は製造プロセスで計測されている外</p>
----------------------------	--

	<p>壁材の製造枚数等から算出される。</p> <p>その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定 (LNG サテライト加温用ボイラー)、排出削減量、モニタリング方法、モニタリング対象の QA/QC が適切であることについて、排出削減事業者および関係者への質問、関連書類の閲覧により確認した。</p>
--	--

上記の詳細については、別紙「排出削減事業の要件についての確認事項一覧」を参照すること。

4. 特記事項

無し。

以上